

## 20歳になったら 国民年金！

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障がいが残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことのお知らせが送付されます（厚生年金保険に加入している方を除きます）。

※20歳になってから2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

### ■将来の大きな支えになります！

国民年金は、国が運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません  
年を取ったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れます。

### ■学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### ■納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例、納付猶予制度のほか、免除制度があります。  
図 土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170

## 心身に障がいがある方へ

### 自動車税減免申請の 出張窓口を開設します

県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障がい者の方ご本人または障がい者の方と生計を共にする方が所有する自動車について、障害等級が一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割（旧自動車取得税）および自動車税環境性能割（旧自動車税）を減免する制度を設けています。減免申請は、管轄の県税事務所で通年受け付けていますが、下記の日程で伊奈庁舎1階に減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。予約は不要です。

なお、出張窓口は臨時的なものであり、通常よりお待たせしてしまう可能性があります。必要な書類は、できる限り事前に下記の県税事務所までお問い合わせください。

▶日時：2月12日(水) 午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）

▶場所：伊奈庁舎1階小会議室（6番窓口社会福祉課向かい）

▶必要書類：障害者手帳（原本）、納税義務者の印鑑（認印可）、運転者の運転免許証（コピーの場合は免許証両面）、自動車の車検証または納税通知書、生計を一にすることを示す書類（住民票など）

※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、お問い合わせください。

※申請で使用する書類（戸籍謄本・住民票謄本など）を取得する際の手数料は免除されます。社会福祉課で証明書を発行しますので、お問い合わせください。

※新車・中古車新規登録に係る減免や自動車税環境性能割の減免については、登録日から30日以内に管轄の土浦県税事務所自動車税分室でお手続きください。

※軽自動車税の減免については、伊奈庁舎税務課までお問い合わせください。

図 土浦県税事務所収税第一課

☎ 029 - 822 - 7205

## 水道管の凍結にご注意！

冬の冷え込みが厳しくなると、水道管や水道メーターの凍結が発生しやすくなります。凍結は、少しの準備で防ぐことができます。家庭のできる凍結対策を行いましょう。

### ■こんなときは注意！

○最低気温がマイナス4℃以下になるとき  
○長期間水道を使用しないとき

### ■凍結しやすい場所は？

○屋外にある蛇口や露出している水道管  
○北向きにある水まわり（洗面所やトイレの蛇口など）

○メーターボックス内

### ■凍結を防ぐには？

○屋外にある蛇口や露出している水道管には、保温チューブや布などを巻きつける。また、濡れないように上からビニールを被せる。

○メーター保護のため、メーターボックスの中に布や発泡スチロールなどを入れる。

### ■凍結してしまったら？

○自然に溶けるのを待つ、もしくは凍った部分にタオルなどを被せてゆっくりとぬるま湯をかける。※急に熱いお湯をかけると、管や蛇口が破裂したり、給水栓を傷めたりすることがあります。

※凍結により蛇口から水が出ない場合でも、必ず蛇口を閉めておいてください。

### ■破裂してしまったら？

○水道メーターから蛇口までの漏水は、使用者負担による修理となります。ご自身で、市指定給水装置工事事業者へ修理依頼をお願いします。事業者の一覧は、市ホームページをご覧ください。



図 谷和原庁舎上下水道課（内線5308）